

令和3年度当初

予算概算要求の概要  
動物衛生課

令和2年9月

農林水産省

# 家畜衛生の推進（ソフト）

【令和3年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 3,322（3,020）百万円の内数】

## <対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組**、畜産物の安全性向上や**野生動物の対策強化**の取組を進めます。

## <事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

## <事業の内容>

### 1. 監視体制の整備【拡充】

- 家畜疾病の検査精度を向上し、検査の信頼性を確保するため、**外部精度管理調査の受検**、検査機器の整備、校正等を支援します。

### 2. 家畜の伝染性疾病の発生予防【拡充】

- 地域が一体となった**防鳥ネットや消毒機器の整備**などの**飼養衛生管理水準の向上**の取組を支援します。
- 飼養衛生管理指導等計画に基づく**飼養衛生管理者のための講習会**開催の取組を支援します。
- 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善か所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組**を支援します。

### 3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止（継続）

- 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等を支援します。

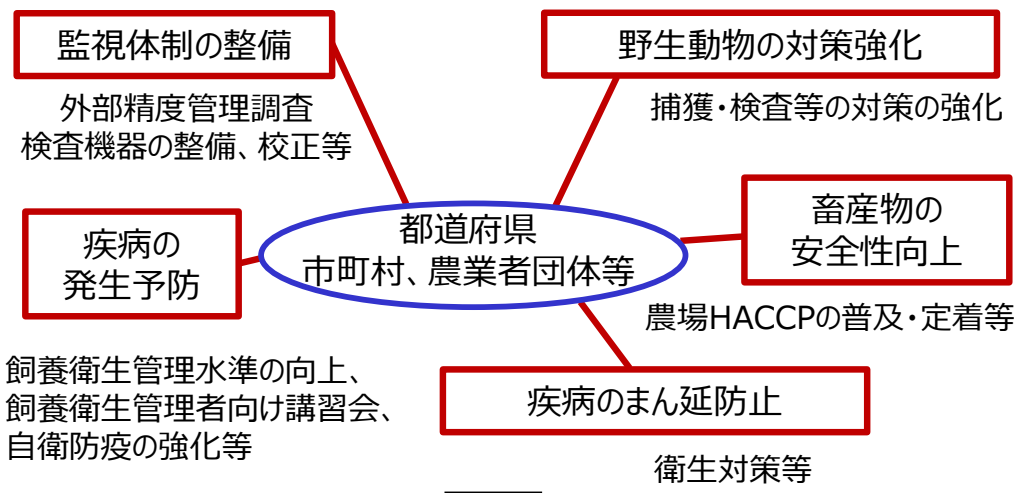
### 4. 畜産物の安全性向上（継続）

- 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等を支援します。

### 5. 野生動物の対策強化（継続）

- **野生動物による伝染性疾病のまん延防止**のため、**捕獲・検査等の対策の強化**に必要な資材の整備等にかかる費用を支援します。

## <事業イメージ>

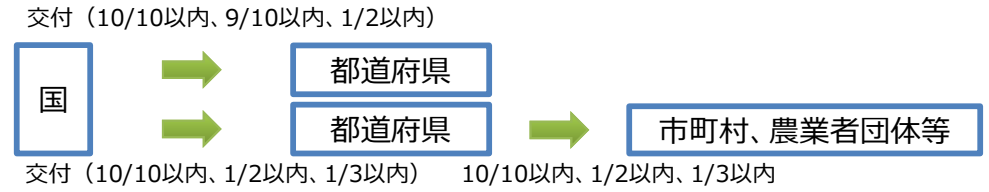


豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生・まん延防止のための適切な対応を支援！



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

# 家畜衛生の推進（ハード）

【令和3年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 3,322（3,020）百万円の内数】

## <対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**、地域における車両消毒施設の整備、**農場への野生動物の侵入防止柵の整備**を支援します。

## <事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

### <事業の内容>

#### 1. 病性鑑定を実施するための施設の整備 [継続]

- 家畜保健衛生所等において、家畜や**野生動物の病性鑑定を適切に実施**するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。

#### 2. 地域における車両消毒施設の整備 [継続]

- 地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場、家畜市場等の出入口における車両消毒施設の整備を支援します。

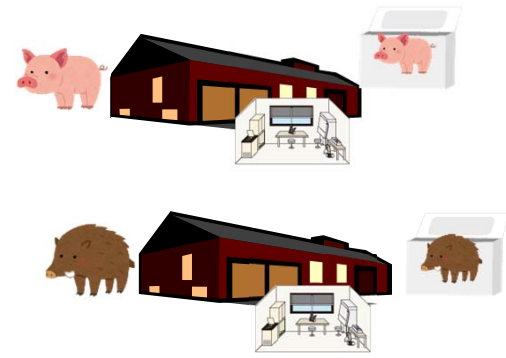
#### 3. 野生動物侵入防止柵の整備 [継続]

- 野生動物を介した家畜伝染病の発生を防止するため、**野生動物侵入防止柵の整備**を支援します。

### <事業イメージ>

#### <病性鑑定を実施するための施設の整備>

家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための、  
・遺伝子検査  
・解剖及び採材  
・病性鑑定畜の保管  
等を実施するための施設を整備

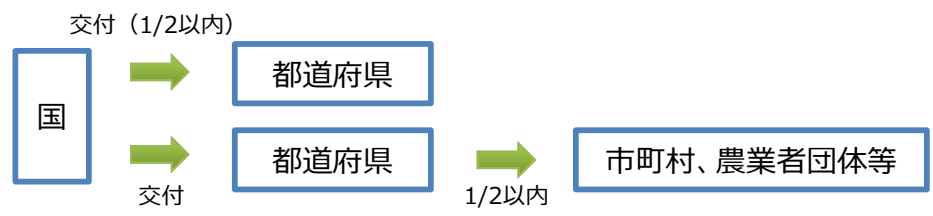


#### <野生動物侵入防止柵の整備>



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

## <事業の流れ>



### <対策のポイント>

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。**  
(なお、死亡牛のBSE検査については平成31年度から①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛は対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げました。)

### <事業目標>

- 死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

## <事業の内容>

### 死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成

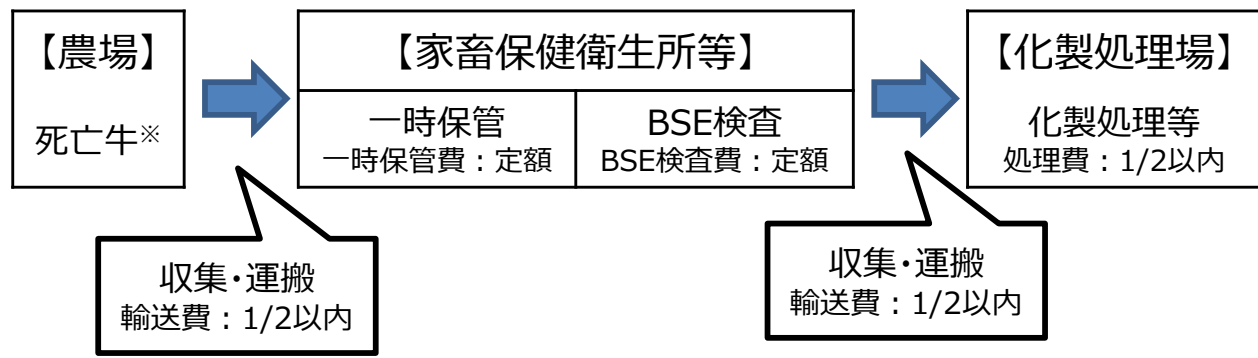
- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上

### <対策のポイント>

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、H A C C Pの考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**します。

### <事業目標>

- ①家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進、②生産者による飼養衛生管理の向上、③農場H A C C Pを取り組む農場の拡大

## <事業の内容>

### 1. 疾病清浄化支援対策 **[拡充]**

① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援**するとともに、国内での豚熱（C S F）の発生に備え、緊急接種用のC S Fワクチンの備蓄等を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：これまで、各地域で生産性を向上させる取組として、**衛生管理の点検と見直しや専門獣医師によるコンサルティング等**を支援してきたが、これらは我が国で26年ぶりに発生したC S Fや近隣諸国で発生しているアフリカ豚熱（A S F）等の**越境性疾病等の発生予防対策としても有効**であるため、全国的に支援を強化します。

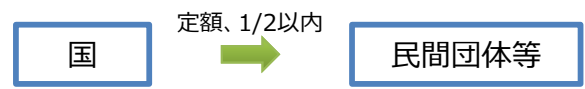
### 2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

- 飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等の衛生指導を受ける取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための組織的ワクチン接種を支援します。

### 3. 農場H A C C P導入推進強化事業 **[拡充]**

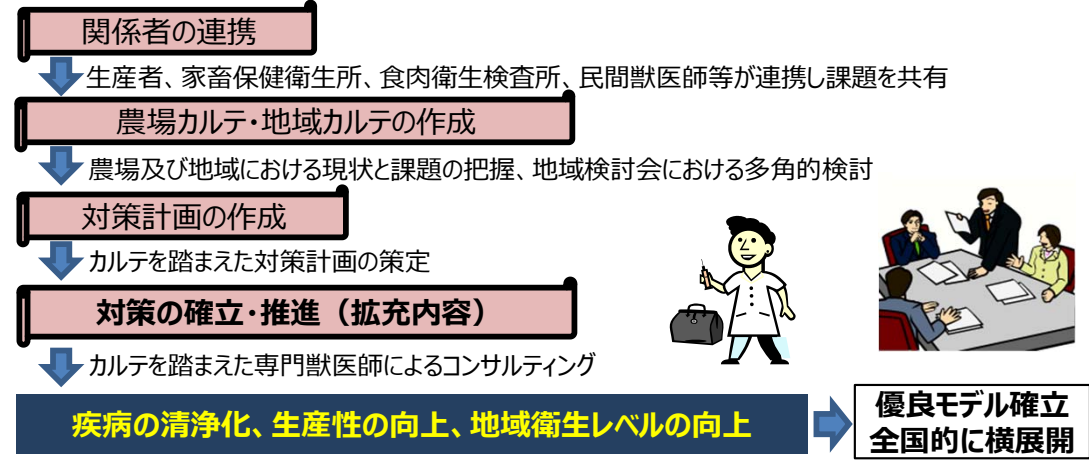
- 農場H A C C Pの導入を推進するため、座学研修のほか、**多様性に富んだ農場に幅広く知識を応用するための実地研修を通じて指導を担う農場指導員を養成**し、地域における指導体制を強化します。

### <事業の流れ>

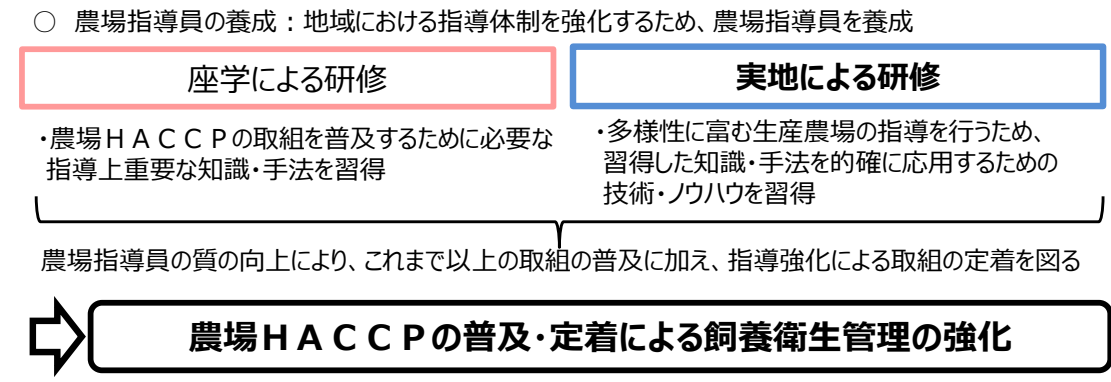


## <事業イメージ>

### <事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策>



### <事業3：農場H A C C P導入推進強化事業>



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

## <対策のポイント>

豚流行性下痢のワクチン等について、**需要急増時に備えた保管を支援し、安定的な供給体制を整備・維持することにより、緊急時に動物用ワクチン等が不足する事態を未然に防止**します。

## <事業目標>

・緊急時における動物用ワクチンの安定供給体制の整備・維持

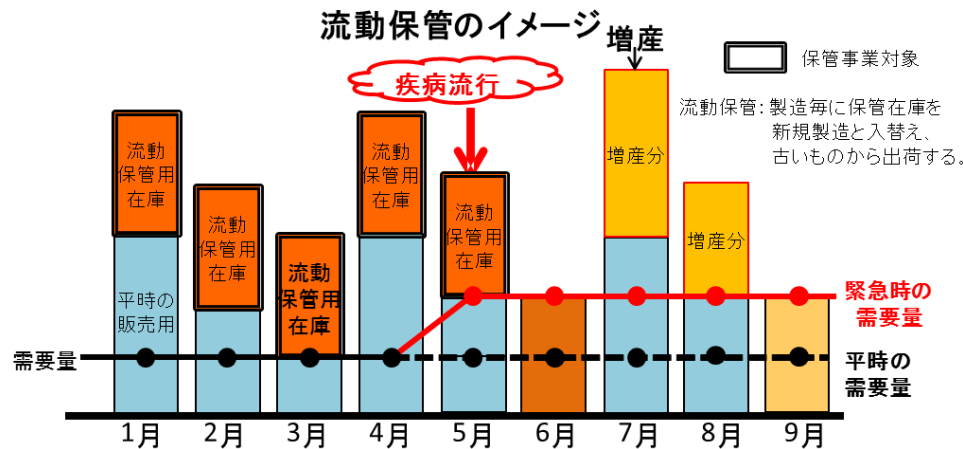
## <事業の内容>

### 1. 緊急時ワクチン等流通体制整備

○ **保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定を実施するとともに**、緊急時に備えたワクチン等の流通調整体制の整備を行い、国内におけるワクチン等の供給体制の構築を技術的に支援します。

### 2. 動物用ワクチン等保管費

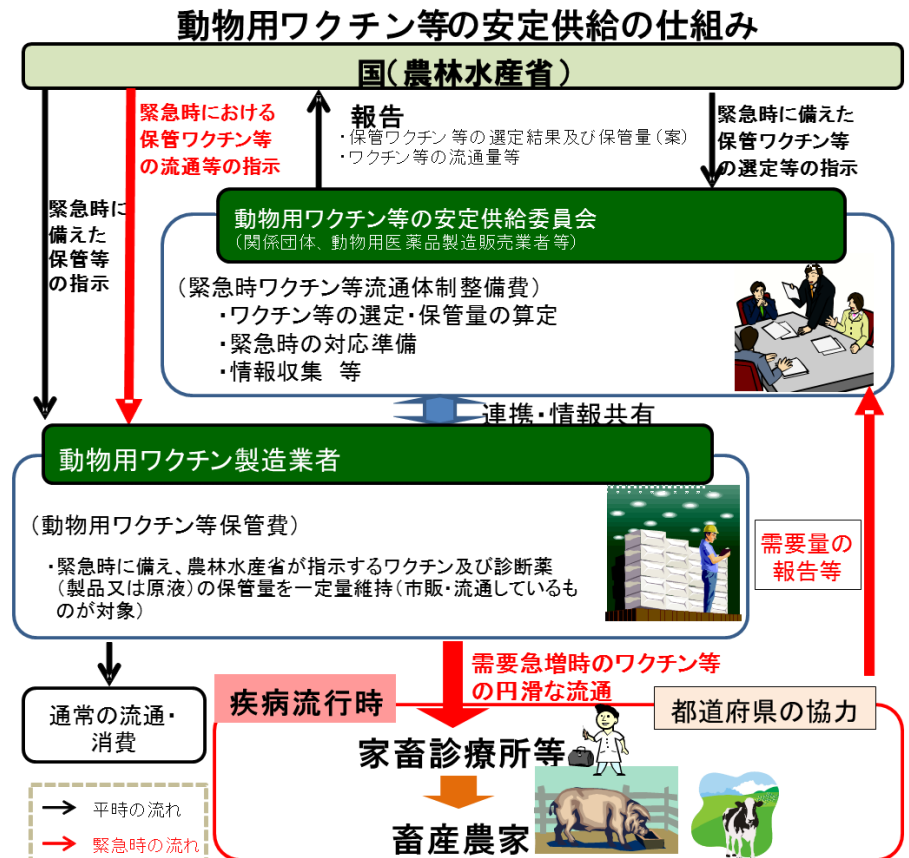
○ ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費、冷蔵装置の整備等必要な費用を支援します。



## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



### <対策のポイント>

畜産農場の衛生関連情報を取り扱う電子システムを構築することにより、指導業務の効率化等を通じた農場における飼養衛生管理水準の向上及び家畜の伝染性疾病の発生時における迅速な防疫措置の実施を推進します。

### <事業目標>

飼養衛生管理基準遵守率の向上

### <事業の内容>

#### <背景>

- 平成30年9月、我が国でCSF（豚熱）が発生。
- 近隣諸国では、アフリカ豚熱や口蹄疫等の越境性疾病が発生しており、我が国への侵入リスクが高度に存在。
- 家畜伝染病予防法を改正し、畜産農場の飼養衛生管理向上及び都道府県が行う指導レベルの高位平準化を図るための法整備を実施。
- 現状の年1回程度の紙面を介した農場の衛生管理情報を把握する仕組みでは、タイムリーな情報収集及び指導に限界。指導業務の効率化等を行うための電子システムが必要。

#### <事業内容>

#### 1. 飼養衛生管理情報通信整備事業 [新規]

##### ① 飼養衛生管理基準情報共有システム整備事業

スマートフォン、タブレット等の電子端末を用いて、飼養衛生管理状況に係る農家の自己点検結果及び獣医師等の確認結果並びに医薬品の使用状況等をオンラインで共有するシステム開発の調査研究・要件定義を実施します。

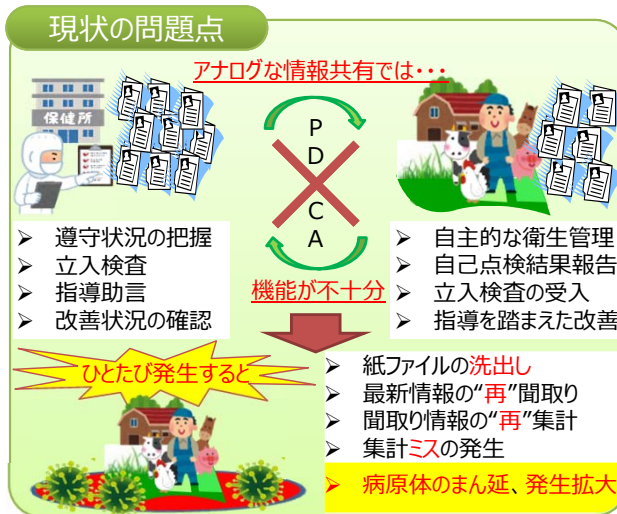
##### ② システム開発推進委員会開催経費

畜産関係者等からなる開催推進委員会を設置し、システム開発に係る検討会を開催します。

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



### 調査研究・要件定義

- 生産者、獣医師、行政担当者等の畜産関係者に対する開発システムに求める機能の調査
- 国・都道府県が行う定期報告・飼養衛生管理基準等の全国的な業務内容及び業務フローの調査
- データベース（マスターを含む）データ項目等の開発システムに係る調査
- 畜産分野・医療分野において導入されている電子システムの調査、これらシステムとの連携による波及効果の調査
- 通信手段のルール、個人情報保護及びセキュリティーポリシー等の調査

### 望ましい未来

- 容易にタイムリーな情報を把握
- スピーディな情報共有が可能
- 統計データのグラフ等加工による情報の見える化
- 正確な情報抽出、帳票出力の簡便化
- 自動集計によるミスの軽減
- データ精度の向上
- 業務負担の軽減
- 飼養衛生管理指導力の高位平準化
- ビッグデータの有効活用
- 国・都道府県の効果的な施策・迅速な情報の発信

### 電子化後の姿



【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)  
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)